

J R 東海労幹関西地「申」第 29 号
2014 年 12 月 17 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 田中 守 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

休日勤務指定に関する申し入れ

今年 4 月 22 日、J R 東海労新幹線関西地本と関西支社との間で協議された「平成 26 年度要員計画について」の中で、会社から「今年度の休日出勤については 3 泊程度」との説明があった。

しかし、大阪第一運輸所の今月 12 月の勤務発表で 4 泊目の休日出勤が指定されていることが明らかになった。

12 月 3 日の幹事間のやり取りの中で「3 泊程度には、4 泊も含まれる」という回答があったが、このような回答は到底承服できるものではない。よって、下記のとおり申し入れるので早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. 「3 泊程度」には「4 泊も含まれる」という見解は、会社としての正式な見解なのか明らかにされたい。仮に正式ならいつの時点からそうなったのか明らかにされたい。
2. 会社はこの間、労働組合に対してこのような見解を示したことはなかった。当然、労働組合としての認識として、「3 泊程度」は 3 泊までであり、4 泊目も含まれるという認識はない。過去、このような事例があったのか明らかにされたい。
3. 今回「4 泊目」が指定されるのは、大阪第一運輸所だけなのかどうか明らかにされたい。もしそうならば、その理由について明らかにされたい。
4. 休日勤務指定は、各所でアンバランスが発生しても構わないということなのか、会社としての見解を明らかにされたい。
5. 職場では、業研、QC、レベルアップ等による「日勤指定」が見受けられる。これらが結果として、休日勤務指定の増に結びついていると考える。会社が「休日出勤を解消するスタンスに変更はない」と主張するならば、具体的な努力が示されるべきであると考える。本来、自己の時間でなされるべき事柄を「日勤指定」することは止めることとされたい。

以上